



## 最近こんな相談がありました…

### 1枚1,000円の粘着シートが…

「近所に来たついでにお宅の床下を無料で点検しますよ」。一人暮らしのおばあさんの家にサラリーマン風の男性が訪ねてきました。ゴキブリやムカデが出て困っていることを話すと、男性は「床下に粘着シートを敷けば大丈夫。1枚1,000円ですが、5枚で3,000円にしてあげますよ」と言うので、おばあさんは勧められるまま購入しました。

数日後、再び男性が訪ねてきて、「今日は風呂と台所の床下を点検しましょう」と言うのでOKしたら、点検後男性は「こんなに湿気があっては家がもちませんよ。床下換気扇が必要です」と言うではありませんか。不安になったおばあさんは、**52万円もする床下換気扇の契約**をしてしまいました。

「弱ったなあ」と考えていたところ、県外に嫁いでいる娘が帰省。驚いてすぐに相談に来られました。



クーリング・オフ制度を利用し、**契約を解除することができました**

絶対に連絡はしないでください ←

### 子どもの教材が高すぎる

「子どもさんのために家庭教師をつけませんか」。突然、勧誘の電話がかかってきました。あいまいな返事をしていたら「話だけでも」と男性が訪ねてきて、夜8時から11時まで説明を聞かされました。契約するまで帰ってもらえそうになかったのが、**教材などの契約をしましたが、46万円もする**のでとても払えません。どうしたらいいでしょう…。



クーリング・オフ制度を利用し、**契約を解除することができました**



### 息子あてに不審なはがきが届いた

就職して家を出た息子あてに「**民事訴訟最終通達書**」というはがきが届きました。「給料差し押さえ」「出廷命令送付」「自宅に出向く」などと書かれており、心当たりがなかったら明日までに連絡するよう書いてあります。連絡したほうがいいのでしょうか。

「知っている」と安心し、

「**クーリング・オフ制度**」

訪問販売などで契約してしまった場合、一定要件のもとであれば消費者が一方的に契約解除できる制度。

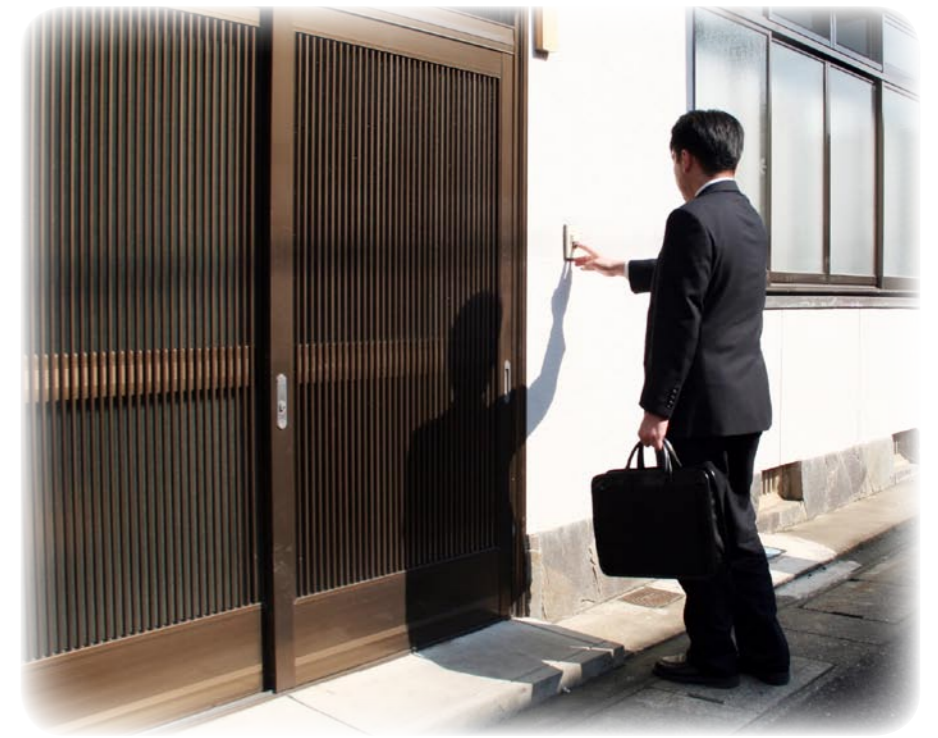
① 契約書面を受け取った日を含めて**8日以内**（例外あり）に書面で通知する。クレジット契約の場合は、信販会社にも通知する

② はがきに書いて両面をコピーする。コピーは保管しておく

③ 書いたはがきは郵便局で「配達記録」または「簡易書留」で送る

④ 支払ったお金は全額返金される。また、商品は着払いで返品できる

※ただし、三千円未満の契約で代金を全額支払ったとき、化粧品などの消耗品で一部使ってしまったものなどは対象外です



## あなたを狙う

# 「悪質商法」にご用心！

### 被害にあわないための「5つの心得」

- 見知らぬ人の親しげな訪問、電話に要注意。身なりや態度に感わされない
- 口先の優しいことばにご用心。うまい話はこの世にない
- 必要なければ「いりません」ときっぱり断る。「いいです」など、あいまいなことは言わない
- 契約の前に相談。すぐに契約しないで家族や友人、身近な人に相談しましょう
- プライバシーは明かさなない。家族構成や預貯金の話は絶対にしない

わたしたち消費者が、商品・サービスなどに関連したトラブルに巻き込まれる事例が年々増加しています。平成十七年度中に市や県嶺南消費生活センターに寄せられた苦情、相談は約七〇〇件で、そのほとんどが「架空請求」「訪問販売」「電話勧誘販売」に関するものでした。

小浜は悪い人がいないし、自分は大丈夫だと思っけていませんか？悪質商法は、決して他人事ではありません。被害にあわないよう知識を身につけることはもちろん、おかしいなと思ったときはすぐに相談してください。

### ■相談、問い合わせ

総合防災課 ☎内線474  
県嶺南消費生活センター ☎52・7830

3月1日開始「電子申請」

小浜市では、三月一日から電子申請、施設空き情報検索の運用を開始します。

二十四時間、いつでもどこからでもインターネットを通じて、左表のとおり各種申請や届出、公共施設の空き情報検索ができます。

※ご利用にあたっては、IDとパスワードを取得する必要があります

利用方法

ふく〜e〜ねごと／電子申請・施設予約窓口へ

http://www.shinsei-fukui.jp

※携帯電話（施設空き情報）

http://www.shinsei-fukui.jp/reserve/i/im-0.asp

問い合わせ

電子申請・施設予約サービスデスク ☎0776・20・2022  
または、各部署へ

課名	連絡先	内容
総務課	内線 354	職員採用試験申し込み
税務課	内線 136	給与支払報告書 (総括表、個別明細書)
市民生活課	内線 152	住民票の写し交付申請 (行政書士職権申請)
健康長寿課	内線 163	要介護、要支援認定申請書 (新規・更新)
		居宅サービス計画作成依頼届出書
社会福祉課	内線 182	乳幼児医療費受給者証交付申請書
		乳幼児医療費受給者証再交付申請
		乳幼児医療費受給者証内容変更届
		保育園入園申請
		児童手当認定請求書
医務保健課	52・2222	健康診査
		妊婦届
環境衛生課	内線 144	犬の死亡届・登録事項変更届
道路河川課	内線 255	除排雪作業報告書
中央公民館	53・1326	施設空き情報の公開
体育課	53・0064	
文化会館	内線 611	
働く婦人の家	52・7002	

ご意見箱

●保育園に通う子どもの親です。子どもが就学指導委員会の対象になった場合、委員会を開催する前に「なぜ対象児童なのか、学校ではどのようなサポートが受けられるのか」など、納得のいく説明をしてください。何の説明もないまま「特別支援学級を勧める」などの判定を待つのは不安です。

▼市では、医師・学識経験者・児童福祉関係者・小中学校教職員・教育行政担当で就学指導委員会を構成し、子どもにとってふさわしい教育の場について話し合っています。本年度は、八月に保育園・学校からの報告を受けての検討会、十二月には就学前健康診断の結果を受けての検討会を行います。

ご指摘のとおり、就学にかかる相談事由が生じたときは、保護者の皆さんが不安に感じないように進めていきたいと考えています。また、現在不安に思っていることがありましたら保育園長に相談していただきたいと思います。

教育相談窓口を市教育委員会と嶺南教育事務所を設置していますので活用してください。

●子どもの安全のため、全地区に児童クラブを作ってください。無理ならば、送迎を含めて既存の児童クラブへ預けられるよう考えてください。

▼市では現在、雲浜や今富など五カ所で放課後児童クラブを開設しています。しかし、「開設したものの利用者がほとんどいなくなつた」「子どもたちのお世話をしていただく指導員さんがなかなか見つからない」など、児童クラブの運営に苦労しているところでは、新規の児童クラブ開設については、国庫補助事業の要件である「年間平均児童数が十人以上」を目安としています。今後ニーズ調査などを実施し、送迎を含めて前向きに検討していきます。

(社会福祉課)

「3月の催し情報」

文化会館

市民ミュージカル「サウンド・オブ・ミュージック」

小浜市では初の本格市民ミュージカル公演。指揮者に加藤完二さんを招き、キャスト・楽団・ダンスなど総勢百人によるステージです。きらめく歌と踊りが舞台からあふれ出し、最後には感動が胸を埋め尽くします。

とき 3月11日⑩ 14時開演  
ところ 文化会館大ホール  
入場料 一般 二、〇〇〇円  
学生 一、〇〇〇円

桂文珍独演会

人気落語家、桂文珍が小浜にやって来る。春にふさわしい落語寄席で心ゆくまでお楽しみください。

とき 3月21日⑨ 14時開演  
ところ 文化会館大ホール  
入場料 一般 二、〇〇〇円  
学生 一、〇〇〇円

※当日券は五〇〇円増し。ただし、前売券完売のときは当日券はありません。

海のシルクロード音楽祭「ゴスペルの風」

小浜の歴史が息づく古刹を舞台に、シルクロードでつながる音楽をお届けします。今回は、小浜聖ルカ教会を舞台に、綾戸智絵のバックコーラスから生まれた「ゴスペルグループ「アノインテッド&ブライトン」のステージです。

とき 3月25日⑩ 15時30分開演  
ところ 小浜聖ルカ教会  
入場料 前売り 二、五〇〇円  
当日 三、〇〇〇円

問い合わせ 文化会館 ☎内線612



「法律相談」こんなときどうする？

【Q】勤務先で毎日残業していますが、残業手当をもらっていません。何かよい方法はありますか。

【A】使用者は、原則として1日8時間、週40時間を超えて労働させてはなりません。ただし、労使間で協定を結び、行政官庁に届け出をすれば、上記の制限を超える時間外労働をさせることも認められます。時間外労働については、通常の25%増（休日は35%増）の賃金を支払わなければなりません。

あなたの場合も、1日8時間、週40時間の制限を超えた労働については、割増賃金（残業代）を請求できます。

使用者が割増賃金を支払わない場合は、  
①労働基準監督署に指導してもらう  
②弁護士に相談し話し合いで解決する  
③労働委員会、調停、訴訟などの法的手続きを利用する  
などの方法が考えられます。

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018  
(※) 消費者金融などの借金に関する相談が無料になりました



小浜ひまわり基金法律事務所弁護士 大伴 孝一さん

小浜城とゆかりの人物 ⑤酒井忠勝(三)



天守復元想像図

小浜城天守の石垣の普請は、寛永12(1635)年10月ごろに完成。天守閣の棟上は、同年10月13日幕府の大工頭である中井正純の指揮のもとで行われ、同13年10月に高さ9間3尺5寸、一層目7間8間、二層目5間6間、三層目3間4間の天守閣が完成しました。2度目に小浜城の天守閣に入った忠勝は、築造された小浜城を見て、水城の優雅さとともに修築の困難さを思い知ることとなります。

小浜城は、その後も西丸の石垣普請、百間橋の虎口の升形石垣の修築など、所々の石垣普請や多門櫓・建門の修理工事がなされ、正保2(1645)年に外堀南北130間、東西157間、本丸・二丸・三丸・西丸・北丸の郭をもち、多門数5、埋門数2、櫓数25を備える城郭が完成しました。

このように、天守台を普請して棟上げから本丸、天守、多門櫓などを完備した小浜城が完成するまでの築城に要した期間は、京極氏が着工して以来、実に45年の歳月を要することとなりました。

■問い合わせ 世界遺産推進室 ☎内線441